

## J Aあおば営農振興助成金実施要綱

### 第1条 主旨

農業従事者の高齢化や担い手不足が顕著となる中、持続可能な管内農業を実現するためには、新規就農の実現や担い手の先進的な取組みのために、J Aの総合事業を活かした有効な対策を講じることが重要である。

このため、「J Aあおば営農振興積立金（令和6年5月25日・第23回総代会承認）を原資とする「J Aあおば営農振興助成金」（以下「同助成金」という）を設け、関係機関をはじめ、子会社であるあおば興産株式会社（以下「あおば興産」という）、グリーンパワーあおば株式会社（以下「GP あおば」という）等と連携し、各事業を通じた営農指導、経営相談及び資金面からの支援を行い、担い手の育成と地域農業の発展を図ることを目的とするものである。

### 第2条 助成事業の内容

助成事業の内容は以下のとおり。

#### (1) 新規就農支援

新規就農を目指し、助成基準を満たす者に、各自が目指す就農形態（親元就農・個人経営、農業法人への就職等）や、取り組もうとする営農形態（主穀作・園芸作物・農産加工等）、農地、施設確保の見込み、労働力の確保、資金計画等を聞き取り、経営視点に立った助成の方法、助成額、期間等を決定し、営農開始への条件整備を支援する。農業機械や資材の購入（資金計画）・リースの方式（オペレーションあるいはファナンス）などについては別途、融資担当やあおば興産担当と協議し、またGP あおばへの就職や臨時雇用などを希望する場合や将来的に暖簾分け制度（\*1）の活用などを希望する者については、GP あおば担当との協議を要する。

これらの協議については、助成基準を満たす者について、応募後に行う「営農支援相談会」において応募者の意向確認を行い、以降、営農計画書の記載に必要な方針を決定することが必要である。（以下、各支援において同様）

\*1 暖簾分け制度：GP あおばに就職して、概ね2カ年の営農経験を得た者が集落営農の基幹作業を担う、あるいは経営委託を受けるなどして農業経営を始めること。

#### (2) 担い手支援

既に営農を開始している者や組織のうち、助成基準を満たすものについては、以下の事業を助成対象とする。

ア 新作物あるいは新品種の栽培に係る取組みについて、導入の経過やねらい、ライセンスの有無、栽培技術の有無、農地・施設確保の見込み、労働力の確保、収益性、市場性、販売先の確保及び同助成金の活用効果等について聞き取りを行い、経営視点に立った助成の方法、助成額、期間等を決定し、併せて当該営農開始への条件整備を支援する。また、農業機械や資材の購入（資金計画）・リースの方式などについては、別途、融資担当やおおば興産との協議を要する。

イ 新（栽培）技術の導入、あるいは、当該技術の導入を目指した試験栽培に係る取組みについて、新技術の概要、ライセンスの有無、実現性、栽培規模、農地、施設確保の見込み、労働力の確保、販売先の確保及び同助成金の活用効果等について聞き取りを行い、経営視点に立った助成の方法、助成額、期間等を決定する。また、農業機械や資材の購入（資金計画）・リースの方式などについて、別途、融資担当やおおば興産との協議を要する。

### （3）試験研究機関、大学・専門学校、高等学校等に対する支援

試験研究機関、大学・専門学校、高等学校等における地域農業や中山間地農業の振興に係る学術研究・試験栽培・農産加工物の試作、管内の地域コミュニティの醸成に係る実践的研究等に対する支援等について、研究・実践のコンセプトやねらいなどを聞き取り、実現性の観点から寄付口座開設等の助成の方法、助成額、期間、JA グループの対応等を決定する。

### （4）栽培等研修事業

新規就農を目指す者の就農前研修や新作物、新品種に取り組む担い手の栽培技術指導を、富山農林振興センター等指導機関との連携を図りながら、営農相談員、栽培技術を持つ担い手や直売所出荷農家などによって行う。研修の実施に当たっては、主穀作および露地栽培による園芸作物についてはGP おおば圃場で、施設栽培による園芸作物についてはJA おおばが設置するトレーニングハウス（計画中）、あるいは遊体育苗ハウス等を活用して行う。

研修メニュー及びプログラムについては、受講者と富山農林振興センター及びJA おおば、GP おおば等の協議によって定める。研修に係る資材費、農機具費用（燃料代を含む）等の負担は、原則、同助成事業が行う。

なお、経営に係る研修は、担い手育成支援協議会等が開催するプログラムへの参加をもってこれに充てる。

### 第3条 J Aあおばの助成措置

J Aあおばは、営農振興積立金を原資とする同助成金を、別に定める助成基準及び応募要領に基づき対象と認めた者に助成する。

### 第4条 実施計画等

J Aあおばは、あおば興産及びG Pあおばと協議の上、J Aあおばの理事会に本助成金に関する次年度の実施計画を附議し承認を得るものとする。その際に年度ごとの助成限度額（総額）及び個人、組織等への助成金の限度額を示すものとする。また、実施計画は広報誌及びJ Aあおばのホームページ等で広報する。

### 第5条 関係機関との連携

本助成事業の実施にあたり、富山県農協中央会、富山農林振興センター、公益社団法人富山県農林水産公社、富山県農業会議、富山国際大学、県立富山中央農業高校等との密接な連携を図り、新規就農、担い手育成に係る相乗効果を図るものとする。

## 「J Aあおば営農振興助成金」の助成基準

### 1. J Aあおば営農振興助成金とは

「J Aあおば営農振興助成金」は、J Aあおばの「営農振興積立金」を原資として、J Aあおば管内の営農振興を目的とする助成制度です。したがって、本助成制度は、J A管内における組合員またはJ Aあおばが認めた非組合員の営農を条件に、応募資格を満たすすべての人と組織が対象となります。

### 2. 応募資格

以下の(1)から(9)の全ての要件に該当する者とします。

- (1) 個人・農業法人(会社)・農事組合法人・NPO法人・任意組織(営農組織)・農業、農産加工等の組合員または農村社会の振興に関わる大学、短大、高校等教育機関・その他J Aあおばが認める者または組織(非組合員を含む)
- (2) 事業を主体的に行う意思及び具体的計画を有する
- (3) 出納管理、証票管理、会計管理、活動記録等について適切な作成・管理を行う態勢・能力を有する
- (4) J Aあおばが求める個人情報同意書(様式1)・計画書(様式2-3)・報告書(様式4-5)・履歴書等の徴求に同意できる
- (5) 事業実施状況の現地実査や聞き取りなどに同意できる
- (6) J A広報誌等への事業概要、撮影記録(肖像含)等の掲載に同意できる
- (7) 個人または、組織の役員に事業の遂行にあたり不公正な行為を行わない
- (8) J Aあおば、あおば興産及びG Pあおばと事業推進に向けた良好な関係を維持できる
- (9) 助成対象となる事業期間において(1)～(8)の条件を満たしている

### 3. 助成概要

#### (1) 助成の対象

対象事業の活動に直接的に必要となる各種経費(全部または一部)を助成。

#### (2) 助成の方針

対象者が提出した申請書(様式2)及び計画書(様式3)が同助成制度の主旨に沿った事業であるか一次審査を行い、一次合格者は営農支援相談会で2次審査を行い、適切な審査のうえ決定する。

#### (3) 助成金の支給範囲

事業期間は1年から最長3年までの事業活動で使用する直接的な事業経費(全部または一部)を対象とする。

事業期間1年ごとの後払い(1年に1回の後払い)を基本とし、初期投資が

大きい場合等、J Aあおばが前払いの必要性を認めた場合は、当該年の決定助成額を助成対象事業開始時に概算払い（前払い）する。その後、年度末の事業報告時に精算する。

#### (4) 助成金の請求

助成金の請求は、事業報告書(4-5号)の所定の日までの提出によって行う。

#### (5) 助成上限額の決定

年度ごとの助成金総額は、営農振興積立金の積立額等に基づいて、当J Aが毎年度の上限額を決定する。なお、J Aあおばが当積立金の目的を達成するために使途する金額については、助成金総額に含まないこととする。

令和7年度の助成金総額（限度）については3,000万円とする。

助成金申請額の上限について、個人においては100万円を限度とし、法人については、資本金（出資金）の2分の1を限度とし、上限を300万円とする。

また、審査の結果、助成が申請額を下回る場合があります。助成上限額は以下の算式により計算する。

助成上限額 =

J Aあおばが認定した直接的事業経費の総額×当助成金が認める一定の割合(\*)

\* J Aあおばが認める一定の割合とは

助成申請された事業計画を審査し、当該事業計画において「当助成金による助成が必須であると認められる部分」について、J Aが決定します。

算出された助成上限額は、助成金受給者に通知します。

\* 直接的事業経費とは

① 人件費（基本給のみ（アルバイトの場合は時間給））

※人件費は申請する事業に関するもののみ

② 指導者謝礼、研修会参加費用、教材費、視察経費等に関する費用

③ 設備・施設（機械装置・器具等）に関する費用（リース料・レンタル料含む。

ただし、設備・施設を取得する場合は取得費用

④ その他①から③に準じる費用（ただし消費税等の税金は対象外）

\*申請の対象となる直接的事業経費については、事業報告時（＝助成金申請時に計算の根拠資料の提出をお願いします。

\*助成対象事業に直接関係のない費用（事務所経費、交際費、寄付金、他債務の返済等）は直接的事業経費には含まれません。

#### (6) 国、地方公共団体の助成金との関係

申請の対象となる直接的事業経費と同一の費用に対して国または地方公共団

体から経営開始資金、経営発展資金等の助成金を受給している場合、あるいは事業実施期間中において交付が確実な場合は追加の助成は行いません。

ただし、助成金を差し引いた残りの直接的事業経費（以下「助成残」という。）について、事業の進展を図るうえで必要と当 J A が認めた場合に限り、助成残のうち当 J A 基金が認める一定の割合まで助成する場合があります。

(7) 助成金の返納について

助成期間において、申請した営農計画と実際に行われている営農の実態が、自然災害等による著しい被害があった場合を除いて、著しく乖離している場合、弁明の機会を設けたうえで、J A で協議し、助成金（全部または一部）を返納させていただくことがあります。

## J Aあおば営農振興助成金交付要綱

(目的)

### 第1条

農業従事者の高齢化や担い手不足が顕著となる中、持続可能な管内農業を実現に向け、J Aあおば管内における新規就農の実現や担い手の育成と地域農業の発展を図るため、J Aあおば営農振興助成金（以下「助成金」という。）を交付し、交付する際の要件等について定めるものとする

(助成事業)

### 第2条

助成事業は次のとおりとする。

#### (2) 新規就農支援

新規就農を目指し、新たに営農を目指すもの。

#### (2) 担い手支援

既に営農を開始している者や組織のうち、以下の事業に取り組むもの。

ア 新作物あるいは新品種の栽培に係る取組み

イ 新（栽培）技術の導入、あるいは、当該技術の導入を目指した試験栽培に係る取組み

#### (3) 試験研究機関、大学・専門学校、高等学校等に対する支援

試験研究機関、大学・専門学校、高等学校等における地域農業や中山間地農業の振興に係る学術研究・試験栽培・農産加工物の試作、管内の地域コミュニティーの醸成に係る実践的研究等に対する支援等

#### (4) 栽培等研修事業

新規就農を目指す者の就農前研修や新作物、新品種に取り組む担い手の栽培技術指導に対する支援

(助成対象)

### 第3条

対象事業の活動に直接的に必要となる各種経費で、別に定める助成基準及び応募要領に基づき対象と認めたものとする。

(助成申請)

### 第4条

助成金の交付を受けようとする者（以下「助成事業者」という。）は助成金交付申請書（様式第2号）に助成金交付事業計画書（様式第3号）を添えて提出するものとする。

(助成金の額及び限度額)

#### 第5条

助成申請された事業計画書を審査し、当該事業計画において「当助成金による助成が必須であると認められる部分」について、助成金の交付を決定する。

なお、助成金申請額の上限について、個人においては100万円を限度とし、法人については、資本金（出資金）の2分の1を限度に上限を300万円とし、年度ごとの助成金総額は、別に定める。

(通知)

#### 第6条

決定内容については、当該助成事業者に通知するものとし、助成金の交付を認めることができない場合はその旨を連絡し、必要な改善を求めこととし、改善が認められない場合は非交付とする。

(実績報告)

#### 第7条

助成事業者は、事業が完了したとき、速やかに助成金交付申請実績報告書（様式第4号）を提出しなければならない。

(交付決定等の取り消し)

#### 第8条

助成事業者が偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたときは、交付決定額の全部又は一部を取り消すものとする。

(その他)

#### 第9条

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附則 この要綱は、令和6年11月26日から施行する。



## 「JAあおば営農振興助成金」の応募要領

### 1. 応募の流れ

応募期間・応募の方法については、以下のとおりです。

- 1) 応募期間 令和7年1月6日（月）から2月10日（月）まで
- 2) 応募先 JAあおば（本店）営農経済部営農指導課（江畑・前田）  
〒939-2376 富山市八尾町福島 471 番地 1  
076-454-3170
- 3) 応募方法 JAあおば（本店）営農経済部営農指導課（江畑・前田）宛てに持参または郵送してください。
- 4) 応募様式 様式1号～様式3号及び履歴書

### 2. 営農計画書の提出

助成対象者は、営農支援相談会における話し合いの内容を踏まえた営農計画書（様式1号～3号）を以下のとおり提出していただきます。

### 3. 営農支援相談会（令和7年2月24日～2月28日）

応募者のうち、別に定める助成基準を満たす者・組織（以後「助成対象者」という）を対象に「営農支援相談会」を開催します。開催会場及び日時については、応募者に郵送にて案内します。住居が遠方にある場合は、申し出により Web による出席も可能です。営農支援相談会においては、冒頭、以下の内容で7から10分程度のプレゼンテーションを受けます。媒体は紙によるもの、パワーポイントによるものを問いません。

（プレゼンテーションの内容（参考））

- ① 就農あるいは新作物・新品種・新技術などへの取組みの動機やねらい
- ② めざす営農形態や経営形態
- ③ 資金計画の概要
- ④ 労働力確保の見込み（現在～3年後）
- ⑤ 営農に係るビジョン
- ⑥ 特に強調したい事項

営農支援相談会場 〒939-2376 富山市八尾町福島 471 番地 1  
JAあおば（本店）3階 役員会議室（控室）  
JAあおば（本店）3階 中会議室（営農支援相談会会場）

営農支援相談会には、同助成金事業主体の役職員等が出席します。

- 1) 提出期限 令和7年2月10日（月）まで
- 2) 提出先 JAあおば（本店）営農経済部営農指導課（江畑・前田）  
〒939-2376 富山市八尾町福島 471 番地 1  
076-454-3170
- 3) 提出方法 2) 宛に持参または郵送
- 4) 応募様式 様式1号～様式3号

#### 4. 交付決定

- 1) JAあおば等事業主体は、提出があった営農計画書を審査し、JAあおばの理事会において交付を決定します。なお、営農計画書の内容が同助成金の主旨を逸脱している場合や実現性が見込めない場合は、その旨を連絡し必要な改善を求めますが、改善が認められない場合は非交付とします。
- 2) 交付及び交付額の決定について、令和7年3月10日（月）までに郵送にて通知します。
- 3) 交付決定後、事業計画に従って事業を遂行し、令和7年12月10日までに報告書（様式4～5）をJAあおばへ提出してください。
- 4) 報告書を確認の上、正式に指定振込先へ申請金額を入金します。

様式 1 号

以下の個人情報の取り扱いについて、下記の内容に同意する場合は「個人情報の取り扱いの確認」欄に署名をしてください。

JA あおば営農振興助成金に係る個人情報の取扱いについて

本助成金の事業実施主体（JA あおば、あおば興産及びG Pあおば）は、同助成金に係る申請及び活用之际して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び関連法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施のために利用します。

なお、事業実施主体は、本事業と関係機関が実施する事業に明確な関連があり、関係機関の要請があった場合に限り、必要最小限の情報を提供する場合があります。

関係機関：国（北陸農政局）・県（富山農林振興センター）・富山市（農業振興課）  
公益社団法人富山県農林水産公社（農業部・とやま農業未来カレッジ）・富山県農業  
会議（農業経営サポートセンター）

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します

令和 年 月 日

(法人・組織名) \_\_\_\_\_

(代表者氏名) \_\_\_\_\_

(氏名) \*個人の場合 \_\_\_\_\_

令和7年度 JA あおば営農振興助成金交付申請書

JA あおば組合長 宛  
 あおば興産 代表取締役 宛  
 GPあおば 代表取締役 宛

法人・組織名	
代表者名	
氏名（個人の場合）	
代表者（個人）の住所	
連絡先（携帯）	

令和7年度において、下記のとおり第2条の（ ）の事業を実施したいので、JAあおば営農支援成金交付要綱第3条により、助成金を申請します。

記

1. ○○事業（(1)～(4)）
2. 事業内容（作物、面積等の主な取り組み内容）
3. 申請金額 金                      円（先払い 無・有 金                      円）
4. 振込先

金融機関名	農協	支店
預金種目	1. 普通 2. 当座 3. その他（                      ）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義		

（添付書類）

- ・ 振込先が確認できる通帳の写し（表紙及び表紙裏面）
- ・ 振込先は法人（組織）名義、個人の場合は本人名義に限る。

様式3号

令和7年度 JA あおば営農振興助成金交付事業計画書

1. 事業の内容

具体的内容	
企画書との相違点	

2. 事業目標（目標と内容を記載）

目標項目	目標内容
販売額	目標金額
作付面積	面積目標
事業効率化	削減時間、作業回数等
研究目的	普及数量・面積・付加価値等
練習内容	習得成果等

3. 事業計画内容

労働力の確保	
初期投資	
生産・加工	
出荷	
販売	
収益	
地域との関わり	

#### 4. 助成金の活用計画

助成金の使途及び効果	
------------	--

#### 5. 次年度以降の営農計画（次年度以降の計画が交付要件となります）

事業の継続計画	・事業規模（面積・棟数等）・労働力の確保・事業資金の確保・生産技術の習得・販売先の確保・収益性の確保・農業機械・施設の導入・地域との関わり等
---------	--

様式4号

令和 年 月 日

令和7年度 JA あおば営農振興助成金交付申請実績報告書

JA あおば組合長 宛  
あおば興産 代表取締役 宛  
GPあおば 代表取締役 宛

法人・組織名	
代表者名	
氏名（個人の場合）	
代表者（個人）の住所	
連絡先（携帯）	

令和7年度において、下記のとおり第2条の（ ）の事業を実施しましたので、JAあおば営農支援成金交付要綱第3条により、実績を報告します。

記

1. ○○事業（(1)～(4)）
2. 事業内容（作物、面積等の主な取り組み内容）
3. 申請金額 金 円（先払いを除く残金 円）

様式5号

令和7年度 JA あおば営農振興助成金交付事業実績報告書

1. 事業の内容

具体的内容	
計画書との相違点	

2. 事業目標対実績（目標と内容を記載）

目標項目	目標内容	
販売額	目標金額	
作付面積	面積目標	
事業効率化	削減時間、作業回数等	
研究目的	普及数量・面積・付加価値等	
練習内容	習得成果等	

3. 事業実施計画対実績

労働力の確保		
初期投資		
生産・加工		
出荷		
販売		
収益		
地域との関わり		



#### 4. 助成金の活用実績 助成金の使途及び効果

当初計画
実績報告

#### 5. 次年度以降の営農計画（次年度以降の計画が交付要件となります）

事業の継続計画	・事業規模（面積・棟数等）・労働力の確保・事業資金の確保・生産技術の習得・販売先の確保・収益性の確保・農業機械・施設の導入・地域との関わり等
実績報告	

## J Aあおば営農振興助成金審査ポイント

J Aあおば営農振興助成金の営農計画書などの審査ポイントは以下のとおりです。

事業規模の大小は問いませんが、「作物の生産・出荷・販売」を実践することが要件となります。

また、同助成金が、当該事業の実現や継続などに確実につながるかを基本的な判断基準とします。

下記のポイントをすべて満たす必要はありませんが、営農振興助成金の主旨に鑑み、より多くのポイントを満たす提案が選考されることとなります。

### (審査のポイント)

1. 事業のねらいや内容が明確か
2. 事業の独自性や革新性は何か
3. 本助成金が事業の実現や継続に確実につながるか
4. 事業の継続性や将来性についてビジョンは明確か
5. 事業を推進するうえでの課題や障害となることは何か
6. 地域（農業・社会）の発展に向けて貢献できるか
7. 地域との共生やコンプライアンスが遵守できるか
8. 環境保全に配慮できるか